相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大阪府三島郡島本町江川二丁目二三番、最後の住所大阪府三島郡島本町江川二丁目二三番七号　被相続人　亡　山本　サツ

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年九月十一日

大阪府大阪市北区野崎町七番八号梅田パークビル五階　きずな大阪法律事務所

相続財産管理人　弁護士　西村英一郎

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大阪市平野区平野元町二三番地、最後の住所大阪市平野区平野元町八番一一号喫茶一息内　被相続人　亡　酒井　忠典

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年九月十一日

大阪市北区西天満四丁目一一番一六号ニュー梅新東ビル七階

相続財産管理人　山田　治彦

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍兵庫県宍粟市山崎町神谷一八六番地、最後の住所神戸市垂水区名谷町字猿倉三〇一番地の二四八　被相続人　亡　釜田　光男

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年九月十一日

神戸市中央区元町通六丁目一番六号共進ビル七階

相続財産管理人　弁護士　矢形幸之助

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍島根県雲南市加茂町延野六六番地一、最後の住所島根県雲南市加茂町延野四九番地内一　被相続人　亡　平井　秋子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年九月十一日

事務所島根県松江市南田町二三番地

相続財産管理人　長野　誠司

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍熊本県人吉市城本町一〇一四番地、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　香山　玲子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年九月十一日

事務所熊本県人吉市灰久保町五番地三

相続財産管理人　司法書士　西　秀夫

無縁墳墓等改葬公告

適正な寺院管理のために無縁墳墓等について改葬することとなりましたので、墓地使用者等、死亡者の縁故者及び無縁墳墓等に関する権利を有する方は、本公告掲載の翌日から一年以内にお申し出下さい。

なお、期日までにお申し出のない場合は、無縁仏として改葬することになりますのでご了承下さい。

平成二十五年九月十一日

一、墳墓等所在地　山形県山形市七日町五丁目一〇の四九

一、墳墓等の名称　大宝寺境内墓地

一、死亡者の本籍及び氏名　全て不詳

一、改葬を行おうとする者　山形県山形市七日町五丁目一〇の四九　宗教法人大宝寺

無縁墳墓等改葬公告

共同住宅建築工事のために無縁墳墓等について改葬することになりましたので、墓地使用者等、死亡者の縁故者及び無縁墳墓等に関する権利を有する方は、本公告掲載の翌日から一年以内にお申し出下さい。

なお、期日までにお申し出のない場合は、無縁仏として改葬することになりますのでご了承下さい。

平成二十五年九月十一日

一、墳墓等の名称　不詳

一、墳墓等所在地　沖縄県沖縄市比屋根四丁目一四一四番

一、墳墓等の名称　不詳

一、死亡者の本籍及び氏名　全て不詳

一、改葬を行おうとする者　沖縄県浦添市大平五〇〇番地の六　平良　光男

有料職業紹介事業保証金取戻し公告

有料職業紹介事業保証金規則廃止等に関する省令（平成十五年法務省令・厚生労働省令第二号）第二条第一項の規定に基づき次のとおり公告します。

一　保証金の取戻しをしようとする者の氏名又は名称並びに事業所の名称及び所在地　有限会社フィネス・アンド・カンパニー　有限会社フィネス・アンド・カンパニー　東京都杉並区成田東一丁目三二番一九号

二　保証金の額　金三十万円

三　前号の保証金につき職業安定法及び労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律の一部を改正する法律（平成十五年法律第八十二号。以下「法」という。）の施行前に当該保証金につき法第一条の規定による改正前の職業安定法（昭和二十二年法律第百四十一号）第三十二条の二第二項の権利を有する者は、本公告掲載の日の翌日から六箇月以内に、その債権の額、債権発生の原因たる事実並びに住所及び氏名又は名称を記載した申出書二通を当該公告をした者の事業所の所在地を管轄する都道府県労働局長に提出して下さい。

四　前号の申出書の提出がないときは、第二号の保証金が取り戻されます。

平成二十五年九月十一日

東京都杉並区成田東一丁目三二番一九号

有限会社フィネス・アンド・カンパニー

代表取締役　関　知美

旅行業者営業保証金取戻し公告

旅行業法第９条第７項及び旅行業者営業保証金規則第９条第１項（変更登録を受けた場合）、旅行業法第20条第３項及び旅行業者営業保証金規則第９条第２項（登録の抹消があった場合）、又は旅行業法第22条の15第１項及び旅行業者営業保証金規則第９条第３項（旅行業協会の保証社員となった場合）の規定により次のように公告します。

下記⑩の取戻しをしようとする営業保証金につき、旅行業法第17条第１項の権利を有する者は、本公告掲載の翌日から６箇月以内に、その債権の額及び債権発生の原因たる事実並びに氏名又は名称及び住所を記載した申出書に権利を有することを証する書面を添付して⑪の申出書提出先に提出してください。前記期間内に申出書の提出がないときは、営業保証金は取戻されます。

平成25年９月11日

記

［掲載順序］

①商号　②旅行業の業務の範囲（変更登録を受けた場合にあっては、変更登録前の旅行業の業務の範囲）　③登録番号（変更登録を受けた場合にあっては、変更登録前の登録番号）　④氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名　⑤主たる営業所の名称及び所在地　⑥旅行業の登録年月日　⑦変更登録年月日及び変更登録後の登録番号（変更登録を受けた場合）　⑧登録の抹消年月日（登録の抹消があった場合）　⑨旅行業協会の保証社員となった年月日（保証社員になった場合）　⑩営業保証金の額（変更登録を受けた場合にあっては、取戻しをしようとする営業保証金の額）　⑪申出書提出先　⑫掲載者の住所、名称又は氏名並びに法人にあってはその代表者の氏名

＊冒頭のAは変更登録を受けた場合、Bは登録の抹消があった場合、Cは旅行業協会の保証社員となった場合をあらわす。

B　①有限会社大成ピュートラベル　②第３種旅行業　③東京都知事登録旅行業第３―3210号　④有限会社大成ピュートラベル　東京都西東京市住吉町一丁目13番７号　代表取締役　成松幸子　⑤本社営業所　東京都西東京市住吉町一丁目13番７号　⑥平成４年８月４日　⑧平成25年８月４日　⑩300万円　⑪東京都知事　⑫東京都西東京市住吉町一丁目13番７号　有限会社大成ピュートラベル　代表取締役　成松幸子